

P F I 事業等に係る実施方針策定の見通しについて

令和3年10月15日
熊谷市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき又は準じて、下表のとおり実施方針の策定の見通しを公表します。

事業の名称	熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業 [D B O方式]
期間	令和5年1月から令和23年3月まで（予定） [設計・建設及び準備期間] 3年3か月 [運営・維持管理期間] 15年
事業概要	1（仮称）こどもセンター、（仮称）新石原児童クラブ、 （仮称）中央保育所、（仮称）保健センター及び休日・夜 間急患診療所の整備・維持管理 2（仮称）こどもセンター及び（仮称）新石原児童クラブ の運営
公共施設等の立地	熊谷市石原三丁目27番地
実施方針の策定時期	令和3年10月（予定）
担当部署	福祉部こども課